

高度無線環境整備推進事業(伝送用専用線設備復旧事業)【別紙2】

激甚災害に指定された災害等により被災した無線局の開設に必要な伝送用専用線設備を復旧することを目的とするものであって、市町村等が行う復旧事業に要する経費の一部を補助する。

※本事業は、近年多発する自然災害等を踏まえて、高度無線環境整備推進事業(5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、地理的に条件不利な地域において、電気通信事業者等による、高速・大容量無線局の前提となる伝送路設備等の整備を支援するもの)の中で、災害復旧事業のメニューを創設したもの。

- 1 事業主体: 都道府県、市町村又は第三セクター
- 2 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)
- 3 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等
※ 過去に総務省の補助事業により整備したものに限る。
- 4 負担割合:

【離島】

国 2/3	自治体・三セク 1/3
----------	----------------

【その他の条件不利地域】

国 1/2	自治体・三セク 1/2
----------	----------------

イメージ図

高速・大容量無線局の前提となる伝送路

